

# 第五次地域管理経営計画書

(揖斐川森林計画区)

計画期間 自 平成31年4月1日  
至 平成36年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間である。

## 目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	3
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	10
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	13
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	15
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	16
(1) 巡視に関する事項	・・・	16
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	16
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	16
(4) その他必要な事項	・・・	18
3 林産物の供給に関する事項	・・・	19
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	19
(2) その他必要な事項	・・・	19
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	20
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	20
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	20
(3) その他必要な事項	・・・	20
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有 林野の整備及び保全に関する事項	・・・	20
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	20
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	20
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	21
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	21
(2) 分収林に関する事項	・・・	21
(3) その他必要な事項	・・・	21
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	22
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	22
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	22
(3) 国民の森林としての管理経営	・・・	23

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり<sup>もり</sup>等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。

加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林については、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになる。あわせて、「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが決定された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林<sup>もり</sup>」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して、林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の揖斐川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体等の行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、揖斐川森林計画区的全森林面積の8%にあたる国有林野9,962haである。

本計画区の国有林野は、揖斐川上流の福井県及び滋賀県との県境周辺に主として位置し、自然景観に恵まれた森林はブナ、ナラ等を主体とする広葉樹林からなり登山や自然観察など森林を利用したレクリエーションの場として、多くの人々に利用され、揖斐関ヶ原養老国定公園や揖斐県立自然公園等の自然公園にも指定されている。また、地形が急峻で地質的にも不安定な箇所が多いことから、国有林野の全域が保安林に指定されており、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で山地災害防止、地域の水源としての役割を担っている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 森林計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の国有林野は、人工林が1,053ha、天然林が8,194ha、その他（高山帯・岩石地、附帯地、貸地等）が715haで、人工林の割合は11%、天然林の割合は82%となっている（図－1参照）。人工林と天然林を合わせた樹種構成（材積比）を見ると、ヒノキ・スギを含む針葉樹が15%、ブナを含む広葉樹が85%を占めている（図－2参照）。

また、人工林の樹種構成（面積比）を見ると、ヒノキ・スギを含む針葉樹が83%を占めている（図－3参照）。人工林の齢級構成は、8齢級から14齢級が84%と多くを占めている（図－4参照）。

図-1 国有林野の現況面積比

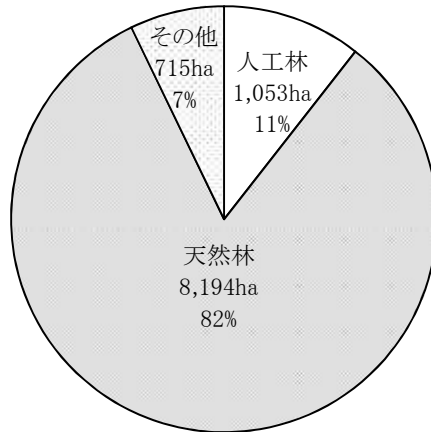


図-2 主な樹種構成(材積比)

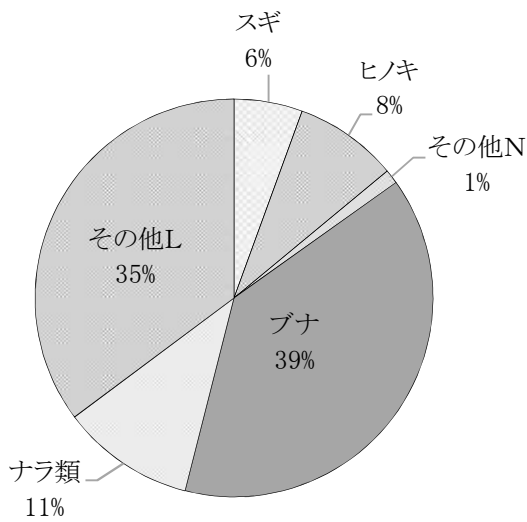
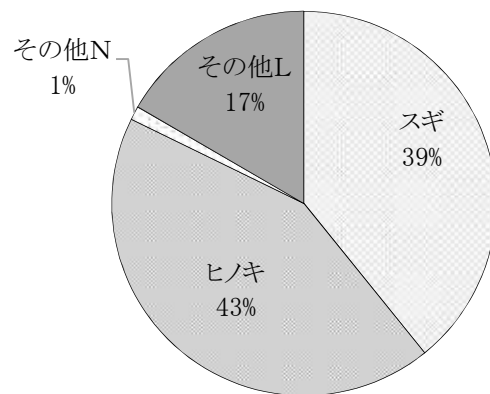
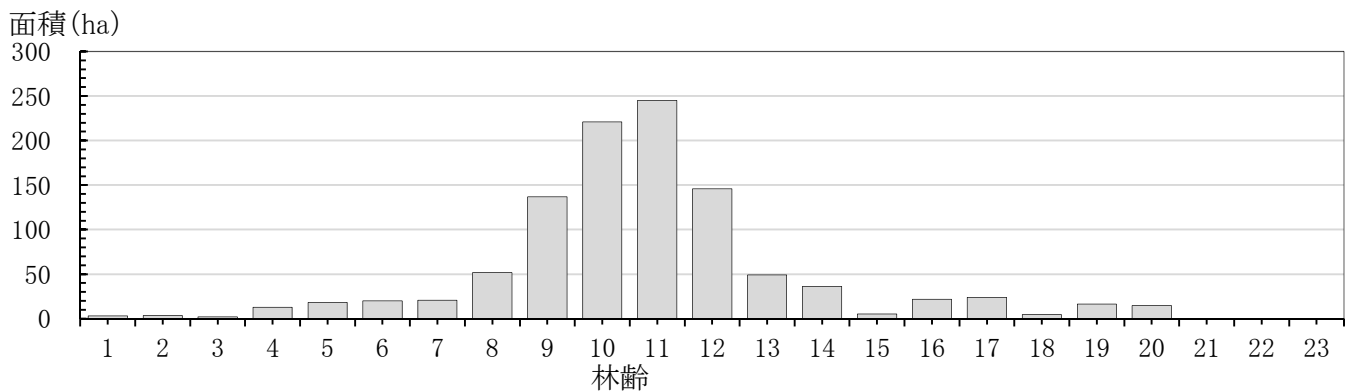


図-3 人工林の樹種構成(面積比)



注: 単位未満四捨五入により計と数値、率は一致しない場合がある。

図-4 人工林齢級毎の面積



注: 齢級とは、林齢(樹木の年齢)を5年の幅にくくったもの。  
(1齢級は1~5年、2齢級は6~10年、10齢級は46~50年となる。)

## イ 主要施策に関する評価

本計画区における前計画（平成26年度～平成30年度）の主な計画と実行結果は、次のとおりとなった（平成30年度の実績は実行予定を計上）。

### （ア）伐採

主伐の伐採量については、その殆どが分収林の契約満了に伴う伐採であり、立木販売の入札不調により未実行の箇所があったことから、計画量を下回った。間伐の伐採量については、現地調査の結果、計画した伐採量の算出の基礎となった材積を著しく超える林分があったことから、計画量を上回った。伐採総量については、計画量を下回った。

### （イ）更新

人工造林については、分収林の契約期間の延長等により主伐の伐採量が減少したため、計画量を下回った。

### （ウ）保育

保育については、更新量が減少したことや森林の状況に応じて必要な施業を実施したため、計画量を下回った。

### （エ）林道

林道の改良については、一定の予算の中で主伐や間伐等の時期を勘案し、局内の優先順位を考慮したこと、また、事業実行のために早期復旧等が必要な箇所で優先的に事業を行ったことから、計画量を下回った。

項 目		前計画	実 績
伐採総量 (単位:m <sup>3</sup> )		12,500	9,484
	主伐	9,745	4,686
	間伐	2,755	4,798
更新総量 (単位:ha)		16	6
	人工造林	16	6
	天然更新	—	—
保育総量 (単位:ha)	下刈	64	20
	つる切、除伐ほか	8	2
林 道	開設 (単位:m)	—	—
	改良 (単位:箇所)	13	8

注：単位未満四捨五入により計と内訳の数量、面積は一致しない場合がある。



### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢<sup>けいたく</sup>を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

持続可能な森林経営については、モンリオール・プロセス（注）の基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

注：モンリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

#### ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・皆伐箇所の小面積分散化や帯状伐採による森林のモザイク的配置、人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。森林整備に当たっては、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・天然力を活用した更新の積極的な推進
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

## エ 土壌及び水資源の保全・維持

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、溪流沿いや尾根筋等の森林については保護樹帯等として保全することを推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐り等
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

## オ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・ 森林づくり活動のフィールドの提供

## カ 法的・制度的・経済的な枠組

ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

## ④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

### ア 山地災害の防止及び復旧対策

国民の安全と安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、国有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進するとともに、山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、流木対策等を推進するとともに、水源涵養機能

の強化及び自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

#### イ 地球温暖化対策の推進

二酸化炭素の吸収量を確保するため、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再生林手法の導入・普及等に努める。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。

#### ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の状態は、長期的には悪化傾向にあり、将来的には気候変動等による影響が懸念されており、「カンクン宣言」を踏まえ生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいくこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

#### エ 木材の安定供給

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組むこととする。

#### オ 民有林における森林経営管理制度の導入への対応

民有林において、森林経営管理制度が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業のニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組むこととする。

#### カ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、レクリエーションや森林環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用等を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努めることとする。

## (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

### ① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

また、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意するとともに、民有林の森林施業との連携に配慮する。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
	気象害防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林（一部） 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
自然維持タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
森林空間利用タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
快適環境形成タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ		水源涵養機能維持増進森林

- ・山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林：土地に関する災害の防止機能及び土壌保全機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・快適環境形成機能維持増進森林：快適な環境を形成する機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能維持増進森林：保健文化機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・水源涵養機能維持増進森林：水源涵養機能を維持増進するための施業を推進すべき森林

森林の取扱いについては、人工林の多くが間伐等が必要な育成段階にある一方、10齢級以上の人工林が半数に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変化を的確に踏まえる

とともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の推進、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な災害発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進する。特に平成29年7月に発生した九州北部豪雨を受けた総合的な流木対策や、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震による山地災害等近年の大規模災害の発生を踏まえた治山事業を推進する。また大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進することとする。

## ② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

### ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

#### （ア）土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の65%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

#### （イ）気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	6,463	6,463	—

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の31%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

該当なし

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の4%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	427

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕による。

### ③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

#### ア 能郷地域（越波、大河原、能郷、門入、川上国有林）9,298ha

当地域は、能郷白山を中心とする福井県、滋賀県との県境で、本巢市北部、揖斐川町北部に位置し、岐阜県自然環境保全地域にも指定されている国有林野であり、ブナを主とし、ナラ、カエデ等が混交する天然林が大部分を占めている。

(ア) ブナの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の維持を図ることが期待されているため、自然維持タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 急峻で地形・地質等の条件から山地災害防止機能の発揮が期待されている森林は、山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

#### イ 揖斐川地域（川尻、檜原谷、足打谷国有林）664ha

当地域は、揖斐川町中南部に位置する国有林野であり、大部分が人工林でヒノキを主体とした林分が多い。

(ア) 水源涵養機能等の発揮が期待されている森林は、水源涵養タイプに区分し管理経営を行うこととする。また、川尻国有林については山地災害防止機能を重点的に発揮させるため山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、森林管理委員会等において、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めることとする。

#### ① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進することとする。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT



(情報通信技術)等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

また、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

## ② 林業事業者の育成

林業事業者の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業者が正当に評価されるよう県における評価の仕組みの活用、市町村単位での将来事業量の対外的明示、競争性を確保しつつ林業事業者の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組むこととする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組むこととする。

## ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備等と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給の体制構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

### 森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積 (単位 : ha)	
	国有林	民有林
1	198 (21)	288

注：( ) は、官行造林地で (外書き) である。

## ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士 (フォレスター) 等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士 (フォレスター) 等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者等の育成に取り組むこととする。

あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めることとする。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努める。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努める。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図る。また、労働安全衛生対策を推進することとする。

##### ① 伐採総量 (単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	計
計	2,232 《787》	8,268 (93)	10,500

注1：( ) は、間伐面積である。

注2：《 》 は、臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けはない。

##### ② 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	13	—	13

##### ③ 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	16	—	13

#### ④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	—	—	18	360

\*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、春季は入林者が多くなっていく時期と乾燥期が重なり山火事発生危険性が增大するため、地元市町等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

また、動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化することとする。

#### ② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行うこととする。

本計画区では、福井県と岐阜県境部の三周ヶ岳周辺に位置する「三周ヶ岳ブナ生物群集保護林」など、3箇所の保護林を設定している。

また、希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理を推進することとする。

## 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
生物群集保護林	2	1,780
希少個体群保護林	1	182
総 数	3	1,963

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注2：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、  
（1）森林生態系保護地域、（2）生物群集保護林、（3）希少個体群保護林の3種類となったため、本計画策定時に再編を行った。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理
- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理

これに加え、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努める。

本計画区では、福井県と岐阜県の県境部の脊梁部せきりょうが中心となる「越美山地緑の回廊」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。また、緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

## 緑の回廊

名 称		面 積 (h a)	延長 (k m)
越美山地緑の回廊		24,483	66
内 訳	揖斐川森林計画区	7,260	
	近畿中国森林管理局	17,223	

また、立入りが可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全について知識を深められるよう学習の場等として利用に努め、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等との連携を推進するなど利用ルールの確立等に努めるとともに、その内容について広く理解されるよう適切に対処する。

さらに、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図ることとする。

### (4) その他必要な事項

#### ① ニホンジカ等の被害対策

ア 本計画内においては、ニホンジカによる被害がさほど顕著ではない。このため、県、関係市町、関係団体等と連携を図りつつ、被害の早期発見、生息調査に取り組むこととする。

また、ツキノワグマによる剥皮被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の効果的な使用に取り組むとともに、県、関係市町、関係団体等と連携した取組を実施することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努める。また、野ネズミの大量発生の原因にもなると言われる笹の一斉開花、種子の着果等について注視することとする。

#### ② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所、移動経路、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保すること等により、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益機能重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、継続的かつ計画的な供給に努めることとする。

##### ① 木材の安定供給

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

特に、人工林ヒノキ、スギ等については、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めることとする。

また、主伐材の安定供給や新たな需要開拓につながる効果的な供給にも努めることとする。

あわせて、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中で、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、「システム販売」や公売などを活用し需要者等への安定供給に取り組むとともに、さらなる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

##### ② 木材の利用拡大

地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大を推進することとする。

##### ③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、また民有林との協調出荷を推進することで、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売に当たっては、国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

また、本計画区は、主として能郷白山を中心に揖斐川上流部に位置し、森林の良さを活かした緑豊かな生活環境等としての活用が期待されていることから、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、それぞれにふさわしい景観の形成等を図ることとする。

##### (2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用、公共用及び公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

##### (3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、あわせて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

#### 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

##### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

##### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

### (1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

#### ① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組むこととする。

#### ② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### ③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### ④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

#### ⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

### (2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進する。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

### (3) その他必要な事項

#### ① 森林環境教育の推進

学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの



理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

また、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、地域への波及効果が期待される取組を推進することとする。

## ② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

## ③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPOや教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図る。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズに即して国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や、コンテナ苗を活用した伐採・造林一貫作業システム等による低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の問題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

### (3) 国民の<sup>もり</sup>森林としての管理経営

国民共通の財産である国有林野を「国民の<sup>もり</sup>森林」として位置付け、林業の成長産業化への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の<sup>もり</sup>森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の<sup>もり</sup>森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を提示し、それに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。